

さいたま市伝統産業等指定基準

(趣旨)

第1条 さいたま市伝統産業等指定要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、伝統産業及び伝統産業事業所（以下「伝統産業等」という。）の指定を行うために必要な事項を定めるものとする。

(伝統産業の指定基準)

第2条 伝統産業は次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 我が国に伝統的に受け継がれている技術や精神に基づき、文化や風土、歴史的経緯から市の風土と生活の中で育まれたものであること。
- (2) 一定の集積をなした経緯があること。
- (3) その伝統性を維持しながら、相当年数において市内で経済活動が行われている産業であること。
- (4) 市民に一定の認知度があること。

(事業者の要件)

第3条 主たる事業所又は店舗所在地が市内にある事業者。

(伝統産業に属する事業所の指定基準)

第4条 伝統産業に属する事業所については、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 要綱第3条第1項の規定による指定を受けた産業において、事業を行っていること。
- (2) 要綱第5条第2項の規定により認められた同業者団体が存在する場合には、特段の理由がない限り、当該団体に加入していること。
- (3) 江戸時代からの手しごとの伝統的技術を継承していること。

(伝統的な工芸技術を継承する事業所の指定基準)

第5条 伝統的な工芸技術を継承する事業所については、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (2) おおむね 15 年以上にわたって市内で当該事業を継続していること。
- (3) 10 年以上実務に携わり、高度の伝統的技術・技法を有している者が在籍していること。

(地域の特性と深い関連のある事業所の指定基準)

第 6 条 地域の特性と深い関連のある事業所については、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) その成り立ちが、本市の風土や歴史等の地域特性と深く関連していること。
- (2) 市内で 70 年程度当該事業を継続していること、若しくは 4 代以上にわたって事業を継承していること。
- (3) 経営の根幹において、その伝統性に重きを置いていること。

(その他)

第 7 条 この基準に定めるほか、真に本市の伝統産業等としてふさわしいものが指定されるよう、その周知性や指定後の影響等を勘案し、総合的に適否を判断するものとする。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 12 月 2 日から施行する。